令和5年度 就学援助費・特別支援教育就学奨励費の申請のご案内

市立小中学校(国立小中学校、県立中学校)に就学している児童生徒のご家庭で、就学に必要な経費の一部を援助する 制度(就学援助費制度)をご案内します。

該当すると思われる方で受給を希望される方は、下記の要領で申請してください。就学援助費の受給申請は毎年申請が 必要となります。ただし、諸要件によっては認定されない場合もあります。

○就学援助費について

1. (受給基準)就学援助費はどんな世帯が対象になりますか?

下記のいずれかに該当している人が受給対象になります。

・生計同一の収入が一定基準以下である

・生活福祉資金貸付制度による貸付を受けた

- ・児童扶養手当を受給している ※
- ・市民税が非課税又は減免
- ・ 国民年金の掛金が免除

- ・ 生活保護の停止又は廃止
- ・ 個人事業税が減免
- 固定資産税が減免
- ・国民健康保険料が減免、又は徴収猶予
- 職業安定所登録日雇労働者として登録

※児童扶養手当とは、ひとり親家庭等に支給される手当になります。



詳しくは、スマートフォン等 で、QR コードを読み込んでく ださい。

2. (認定基準)認定される基準の収入はどのくらいですか?

受給できる目安は下記のとおりです。生計同一の人数、年齢などにより異なるため、あくまでも目安として参考にしてください。

世帯	家族構成	総収入額(給与所得控除前の額)
3 人	父 38 歳・母 33 歳・子供 9 歳(小学 4 年生)	約390万円 (社会保険料36万円)
4 人	父35歳・母30歳・子供6歳・子供2歳	約 430 万円 (社会保険料 45 万円)
5 人	祖父 69 歳・祖母 68 歳・父 45 歳・母 41 歳・子供 12 歳	約 520 万円 (社会保険料 59 万円)

(援助費品目)認定されると何が援助されますか?

援助費は学年等によって、支給される品目が違います。下記をご確認ください。

※下記は令和4年度の金額です。

		学校給食費	学用品費等	新入学学用品費	校外活動費 (宿泊あり)	通学費	修学旅行費	体育実技用具費	医療費
小学 核	\ \tau \tau	実費額	1 年生 12,960 円 その他の学年 15,120 円	51, 060 円	3, 620 円以内	実費額 片道 小学生 4km 以上 中学生 6km 以上 で公共交通機関 利用者のみ	21, 490 円以内		実費額
中学杉	日台		1年生 24,480円 その他の学年 26,760円	60, 000 円	6, 100 円以内		57, 590 円以内	柔道 7,500 円以内 剣道 51,940 円以内 スキー 37,330 円以内	
糸木の時其	計	認定通知を受ける まで(1 学期分)は引 落し、10 月末に還付 予定。3 月に認定さ れた場合は、引落し はありません	1 学期分:7月末に支給予定 2 学期分:12 月末に支給予定 3 学期分:3 月末に支給予定	7月末に支給予定 ただし3月に認定 された場合は、3月 末に支給	行事終了後、随 時支給予定	前期分は10月末 支給予定 後期分は3月末 支給予定	1 学期実施分は 9 月末支給予定 2 学期以降実施 分は随時支給 予定	随時支給予定	随時支 給予定

※学用品費等の金額は年額であり、4月から認定があった場合の額です。5月以降からの認定の場合は、小学校1年生は月額1,080円、小学校その 他の学年は月額1,260円、中学校1年生は月額2,040円、中学校その他の学年は月額2,230円に月数を乗じた額となります。

4. (申請方法)手続きはどうしたらいいですか?

- ★(受付開始)申請はいつからできますか?
 - ・令和5年(2023年)3月2日より申請の受付が始まります。3月1日以前の受付はできません。
 - ・3月2日以降、申請は随時受付をしています。次のとおり、受付日の翌月からの認定になります。

申請期間	認定時期	通知
令和5年3月2日(木)から4月10日(月)まで	4月から認定	7月中旬
令和5年4月11日(火)から5月1日(月)まで	5月から認定	7月中旬
毎月2日から翌月1日まで	翌月から認定	翌月

- ※ 新入学学用品費の給付は、4月から認定でなければ受給できません。
- ※ 修学旅行費の給付は、修学旅行が実施された月に認定がないと給付できません。
- 例:5月10日から修学旅行に行って修学旅行費の給付を受ける場合は、5月1日までに申請し、4月からまたは5月からの認定であること が条件です。

★(申請場所)申請はどこでできますか?

- ・在籍している小中学校、支所、学校教育課に直接、提出(閉庁日を除く)
- ・郵便(特定記録郵便に限る)にて学校教育課に郵送。※消印日が申請日となります。 (申請の有無を確実にするため、受付書の代わりとして、郵便記録を保管しておいてください。)

★(申請書類)申請には何が必要ですか?

【全員】

申請書

います。

・保護者名義の預金通帳の写し(通帳がない場合、口座番号の確認できるキャッシュカードの写しでも可) ※振込用の店名、店番、預金種目、口座番号の記載されている欄の写しを添付 ※申請書は、令和5年3月1日以降に裏面の申請場所に設置予定です。また、令和4年度に申請された保護者の方(認定、否認定は問わない)には、令和5年2月下旬に送付予定です。ホームページにも掲載して

【該当者】

申請理由が「生計同一の収入が一定基準以下である」で、下記の要件に該当する場合

要件	必 要 書 類
借家・県営住宅の場合(審査において家賃 額の控除を希望する方のみ)	令和4年中の家賃額(1月から12月まで)を証明する書類(契約書、更新書)の写し
住民票が同一であるが、生計が別であるため、別世帯として審査を希望する場合	同種同月の公共料金(電気・水道・ガス代)の領収書(各世帯それぞれ3ヶ月分)の写し(令和4年1月以降)
令和5年(2023年)1月1日時点で、大津市 に住民票がない場合	前市町村で発行された令和 5 年度課税証明書(令和 4 年(2022 年)中の総収入額、総所得額、社会保険料の記載のあるもの) ※令和 5 年 6 月から取得可能となります。 提出期限:令和 5 年 6 月 13 日(火) 提出が遅れる場合は、ご連絡をください。

その他の申請理由の場合

申 請 理 由	必 要 書 類
「児童扶養手当を受給している」	令和4年11月以降に大津市が発行した児童扶養手当証書の写し ※3月2日から4月10日までの間に申請される場合は、添付資料は必要ありません。
「生活保護の停止又は廃止」	令和4年4月以降に発行されている生活保護の停止決定通知書または、廃止決定通 知書の写し
「市民税が非課税又は減免」	児童生徒を除く世帯員全員の市民税非課税証明書(令和4年度または令和5年度) の原本
「個人事業税が減免」	個人事業税減免決定通知書(令和4年度または令和5年度)の写し
「固定資産税が減免」	固定資産税賦課決定通知書(令和4年度または令和5年度)の写し
「国民年金の掛金が免除」	令和4年4月以降に発行されている20歳以上の世帯全員の国民年金保険料免除承認 通知書の写し
「国民健康保険料が減免、又は徴収猶予」	令和4年4月以降に発行されている児童生徒を除く世帯全員の国民健康保険料減 免・徴収猶予決定通知書の写し
「生活福祉資金貸付制度による貸付を受け た」	令和4年4月以降に発行されている生活福祉資金貸付決定通知書 の写し
「職業安定所登録日雇労働者として登録」	雇用保険被保険者手帳の写し

O特別支援教育就学奨励費について

- ・就学援助費とは別に障害のあるお子さまの保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の所得額等に応じ必要な経費の一部を援助する特別支援教育就学奨励費があり、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当していて、通常学級に在籍している場合は、特別支援教育就学奨励費の受給対象になる場合があります。
- 通常学級に在籍し、受給を希望される場合は、4月に入りましたら、速やかに教育委員会 学校教育課にご連絡下さい。 (障害の程度については、スマートフォン等で下記のQRコードにて読み込み、ご確認ください。)
 - ※特別支援学級に在籍されている児童生徒に対する特別支援教育就学奨励費の申請については、4月に入りましたら学校を通じてご案内します。
 - なお、当初申請受付期間は令和5年4月10日(月)から令和5年4月28日(金)になります。
 - ※就学援助費とは申請期間が違いますので、ご留意下さい。

(申請にかかる留意事項について)

・「大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会」において、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると判断されたお子さまが対象となります。※令和3年度または令和4年度に就学相談をされていない場合は、受給することはできません。就学相談を受けておられない場合は、現在、在籍している学校・幼稚園・保育園等を通じて申し込みをしていただきますようお願いします。(その際、就学相談の実施は6月以降となります。)

不明な場合には、下記にご連絡を下さい。